

中学校給食での食物アレルギー等の対応について

平素より、本市の教育行政にご理解・ご協力を賜りお礼申し上げます。

学校給食は、子どもたちの健全な発育や健康保持・食育推進等を図るため、多くの食品をバランスよく組み合わせて必要な栄養摂取ができる内容で実施しています。

中学校給食における食物アレルギーの対応は、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）」に基づき、医師の診断による書類の提出のもと、家庭でも原因食品に対する食事療法等を行っている場合に、給食の食物アレルギー対応を行います。

中学校給食では大量の食材を調理・配送・配膳し、安全・確実性を最優先にアレルギー対応を実施していく必要があります。このため、個々のアレルギー物質・摂取限界量に応じた対応ではなく、教育委員会で指定する7品目（卵・乳・えび・いか・たこ・かに・貝）を全て除去したアレルギー対応食〔以下、対応食〕を毎日提供します。7品目以外にアレルギーがある場合、該当食品の使用状況をお知らせし、献立をご確認のうえ弁当持参等のご対応をお願いしています。

以上のことをご理解いただき、食物アレルギーの給食対応を必要とされる場合には、次のとおり手続きをしてください。所定の書類をご提出いただき、教育委員会及び学校が医師の指示についてお伺いしたうえで、対応内容を決定いたします。

1. 食物アレルギー等の対応手続きについて

「給食配慮についての調査票兼申込書」を記入し、学校へ提出

※学校へお申し出ください。

保護者面談の日程調整

食物アレルギー以外の場合、
面談は行いません。

保護者面談の実施

必要書類を学校へ提出

※必要書類は「4. 提出書類」を
ご覧ください。

対応の決定

食物アレルギーの場合、毎月、対応内容
にそった献立表の事前確認・回答が必
要です。



給食イメージ（通常食）

2. 食物アレルギー等の給食対応について

中学校給食について

- そば・生の卵・マヨネーズ(卵使用)・あわび・いくらは使用しません。
- 種実類(ナッツ類)はアーモンド・栗・ごま・カカオのみ給食で使用します。ピーナッツ・くるみ・カシューナッツ等は 使用しません。
- みかん類以外の野菜・果物類を生で提供することはありません(りんご・もも・キウイ・トマトなどを生で食べた時の口腔咽頭に症状がでる場合は、給食配慮の申込みは不要です)。
- 学校給食は混入のないように十分配慮して調理を行っていますが、ごく微量混入(コンタミネーション)を完全に排除できません。
- 食物アレルギーの原因食品に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい調味料や添加物等については除去いたしません。
- 主食がパンの日は、乳・小麦アレルギーのある方へのみ代替米飯を提供します。

2-1. 教育委員会が指定する7品目(卵・乳・えび・いか・たこ・かに・貝)にアレルギーがある場合

通常食の代わりに7品目全てを除去した対応食を毎日提供します。

- ・毎日、通常食と色の違うランチボックスで提供します。汁物・冷菜は個別の保温ポットで提供します。
- ・対応食は、除去すると1品減る場合や栄養価が著しく下がる場合は、代替食品を使用します。
- ・対応食を申し込まれた場合、毎日、対応食を提供しますので、対応食用の献立表を配付します。
- ・乳アレルギーがある場合、牛乳の提供はしません(牛乳代は減額します)。

<対応食の例> 下線の付いたアレルギー物質が除去対象

通常食		対応食	
献立	アレルギー物質	対応食の例	アレルギー物質
うずら卵の中華煮	<u>卵</u> ・豚・麦・豆	うずら卵を除去した中華煮	豚・麦・豆
えびしゅうまい	えび・麦・豆	ポークしゅうまい	豚・麦・豆
小松菜の炒め物	豚・麦・豆	(変更なし)	豚・麦・豆
ミルクプリン	<u>乳</u>	豆乳プリン	豆

2-2. 除去対象7品目以外にアレルギーの原因食品がある場合

事前にお渡しする対象生徒ごとに作成した献立表で、アレルギーのある食品使用状況をお知らせします。

- ・学校生活管理指導表に記載のある原因食品について、給食で使用する場合、個別の献立表でお知らせします。
- ・原因食品が含まれるおかずは提供しません。ランチボックスは大・中・小の枠に区切られていますが、互いに混ざる可能性があるため、原因食品を1品でも使用している場合はランチボックスのおかず全てを提供いたしません。
⇒提供されないおかずの代わりに家庭からおかずを持ってきていただくことは可能ですが、提供されないおかず分の給食費の減額はありません。
- ⇒該当日の給食(主食・牛乳・副食)全てを中止し、家庭から弁当を持ってくることも可能です。
この場合、当該日の給食を中止する旨を指定の期日までに必ず学校に伝えてください。中止した給食分については、学年最後の給食費徴収時に減額対応いたします。(無償化の期間は減額なし)
- ・給食の一部を食べる場合や、連絡がなく弁当を持参された場合の給食費の減額はありません。
- ・7品目にアレルギーがない場合は、通常食を提供のうえ対応します。

2-3. 重篤なアレルギーがある場合

通常食や対応食の提供はできません。お弁当を持参してください。

- ・以下に該当する重篤なアレルギーがある等の理由で、対応食を含む給食での対応が困難な場合は、毎日弁当を持参してください。
 - 調味料・だし・添加物の除去が必要な場合
 - 食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず、特定原材料が意図せず最終品に混入する場合に表示される欄外表記にも注意が必要な場合
 - (欄外表記例) 「本品製造工場では、小麦・卵・乳を含む製品を製造しております。」「本製品で使用しているちりめんは、えび・かにが混ざる漁法で採取しています。」
 - 食器や調理器具の共用ができない場合 (個人専用の食器や調理器具が必要な場合)
- ・油の共用ができない場合
- ・アレルギーの原因食品の使用頻度が高く、ほとんど給食を食べられない。

3. 食物アレルギー以外の給食配慮について

食物アレルギーではないが、給食での配慮が必要な場合は医師の診断が必要です。

- ・例えば、乳糖不耐症により飲用牛乳のみ中止する場合は、医師の診断書（写し）を提出してください。その場合、牛乳代金を引いた給食費となります。
- ・医師の診断根拠がない場合は、牛乳なしの選択はできません。
- ・食物アレルギー以外の場合は面談を行いません。

4. 提出書類

- ① 給食配慮についての調査票兼申込書
- ② 【食物アレルギーの方】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- ③ 【食物アレルギー以外の方】配慮の根拠が明記された医師の診断書写し

※②については、面談時に用紙をお渡しいたしますので、主治医に記入してもらい学校へご提出ください。

※書類は速やかにご提出ください。指定期日に間に合わない場合、対応内容によっては、食材の手配が間に合わないため、弁当持参をお願いすることがございます。

5. 留意事項

- ※ 給食配慮については毎年度、関係書類の提出が必要です。
- ※ 文書料や検査料が発生する場合は保護者負担となります。
(アレルギー疾患の場合の文書料は保険適用です。ただし、学校医の場合は文書料が必要です。)
- ※ 給食費は月額5,800円、牛乳なしは4,800円、牛乳のみは1,000円です。
- ※ 食物アレルギーに関してご不明な点については、右記にお問い合わせください。

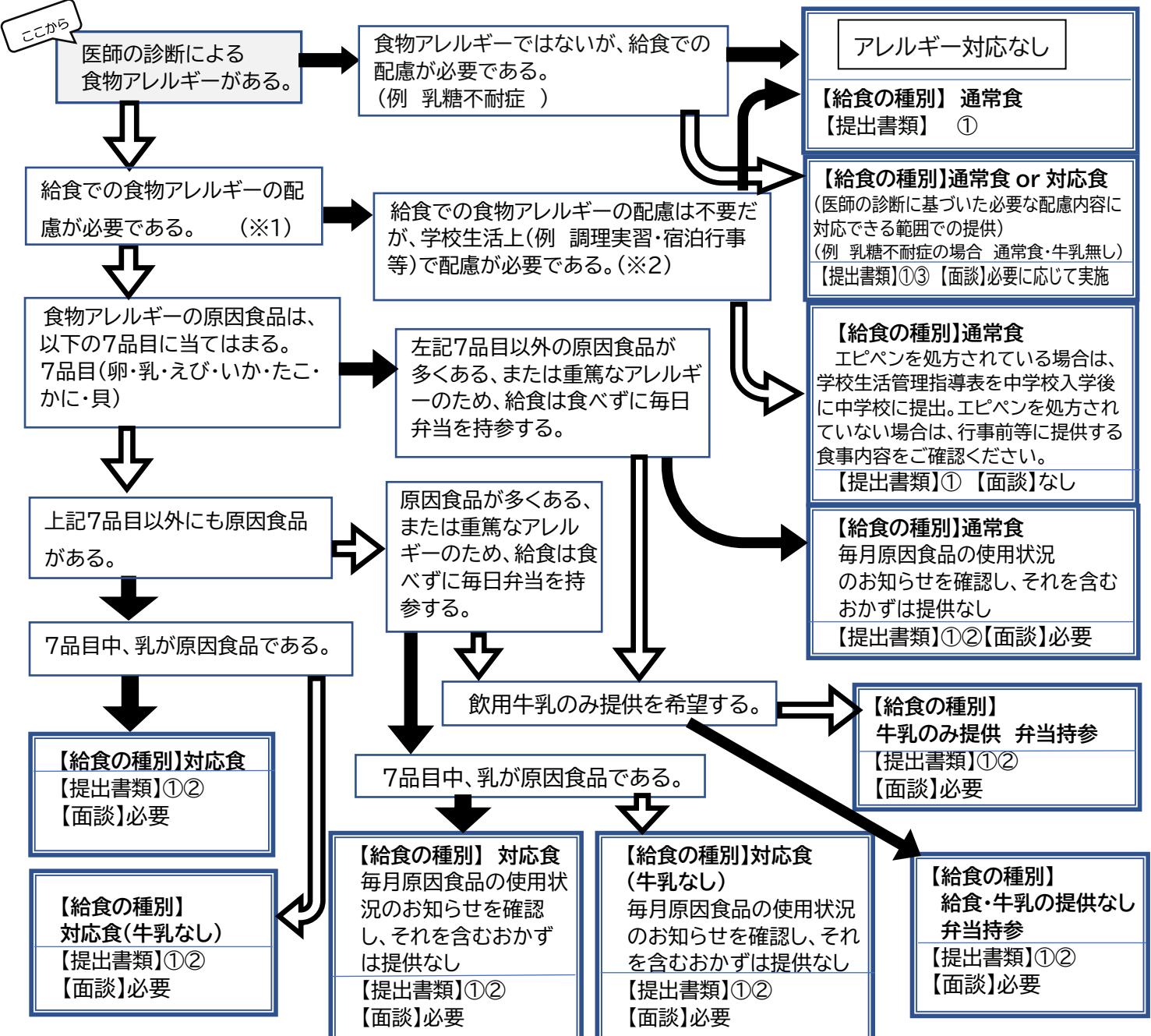
〈お問い合わせ先〉

八尾市教育委員会事務局 学務給食課

学校給食係 TEL: 072-924-9373

中学校給食食物アレルギー対応フローチャート

はい → いいえ →



小学校給食とのちがい

- ・ランチボックスのおかずは、あらかじめ調理場で個別に配食したものを提供します。
- ・小学校給食では使用していない食品が出ることがあります。
例)もやし 等

※1 給食での食物アレルギーの配慮が必要な場合

- ・医師の診断による食物アレルギー(学校生活管理指導表記載のもの)があり、学校での給食喫食において配慮が必要と判断された場合のことを指します。(安全を第一優先とし、原因食品が多い場合や重篤な場合には対応ができないことがあります。)

※2 宿泊学習などでは、給食では提供しない食品が提供され ることもあります。 例)生野菜のサラダ(トマト)

- ・エピペンを処方されている場合は学校生活管理指導表の提出が必要です。中学校へ入学後、中学校へご提出ください。
- ・行事前には、提供する食品やメニューについて、中学校との確認をお願いします。

給食での食物アレルギーの配慮が不要な場合 例

- ・医師の診断がない場合や、学校生活管理指導表に給食での対応が必要との記載がない場合。
- ・給食で使用しない食品のみ(そば・ピーナッツ・カシューナッツ・いくらなど)にアレルギーがある場合。
- ・みかん類以外の生の野菜・果物を食べた時のみ口腔咽頭内に症状がでる場合。

提出書類一覧

- ① 給食配慮についての調査票兼申込書
- ② 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)
*用紙は面談でお渡しします
- ③ 配慮の根拠(食物アレルギー以外)が
明記された医師の診断書等の写し